

習志野市総合福祉センター 障害児通所支援事業所

あじさい療育支援センター

相談支援重要事項説明書



〒275-0025

習志野市秋津3-4-1

TEL 047-451-6767

TEL 047-451-7730

FAX 047-451-6729

本重要事項説明書は、あじさい療育支援センターにおいて提供する相談支援の概要や提供されるサービスの内容、ご注意頂きたいことを説明するものです。

1 事業者の概要

事業者	習志野市
事業所の名称	習志野市総合福祉センター 障害児通所支援事業所 あじさい療育支援センター
所在地	習志野市秋津3-4-1
種別	相談支援
管理者氏名	坂口 修史
電話番号	047-451-6767

2 事業の目的と運営の方針

事業の種類	指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業
事業の目的	あじさい療育支援センターにおける「児童発達支援」を利用する児童（以下「利用者」という）及び保護者の意志及び人格を尊重し、利用者及び保護者（以下「利用者等」という）の立場に立った適切な指定特定相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定特定相談支援等」という）を提供することを目的とする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。 • 事業者は利用者に対して必要なサービス利用計画又は障害児支援計画（以下「サービス等利用計画」という）を作成し、適切な福祉サービスが受けられるよう、指定特定相談支援等を実施する。 • 指定特定相談支援等の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。 • 指定特定相談支援等の実施に当たっては、利用者等の立場に立って計画作成対象利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるよう努めるものとする。 • 障害者総合支援法、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定計画相談支援事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。
主たる対象者	<ul style="list-style-type: none"> • あじさい療育支援センターの「児童発達支援」を利用している又は利用を開始する、知的又は精神に障がいのある児童、もしくは肢体等に障がいや難病等、発達面の支援が必要な児童（就学前まで）
開所日 （サービス提供日）	<p>月曜日から金曜日までとし、休所日は次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時にこれを変更することがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 日曜日及び土曜日 ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ③ 12月29日から1月3日までの日
開所時間 （サービス提供時間）	午前8時30分から午後5時15分
開設年月日	平成25年4月1日

3 職員体制

職 種	員 数
管理者（兼務）	1
相談支援専門員	2
事務職員（兼務）	1

4 相談支援の提供方法及び内容

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画」という。）の作成及び評価

利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、支援する上で解決すべき課題等の把握をするための「アセスメント」を実施し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとに評価を行います。

- (4) 継続的なモニタリング

サービス等利用計画の実施状況を把握する「モニタリング」（利用者についての継続的な評価を含む。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、障害福祉サービス等の事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行います。

- (5) その他

(1) から (4) に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

5 相談支援の実施地域

相談支援の実施地域は、習志野市の全域です。

6 利用者負担

相談支援にかかる利用料金については、厚生労働大臣が定めた基準により、事業者が直接受領（法定代理受領）するため、利用者の負担金はありません。

法定代理受領を行わない指定特定相談支援等を提供した際は、計画作成対象利用者等から計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の額の支払を受けるものとし、その場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った計画作成対象利用者等に対し交付します。

7 苦情解決体制

提供した相談支援に対する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。

あじさい療育支援センターご利用相談窓口	解決責任者 所長 坂口 修史 受付担当者 主任指導員 松本 清美
習志野市苦情相談員	五関 清 習志野市谷津 2-3-5 047-453-6254 岡 久郎 習志野市香澄 1-2-10-301 047-451-9352 田久保 直子 習志野市大久保 2-8-13 047-477-4059
千葉県運営適正化委員会	所在地 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター内 電話番号 043-246-0294
千葉県健康福祉部障害福祉事業課	所在地 千葉市中央区市場町 1-1 電話番号 043-223-2336

8 その他運営に関する重要事項

- (1) 適切な相談支援の提供ができるよう、職員の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を設けます。
- (2) 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (3) 他の指定特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者、その他の関係機関に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとします。
- (4) 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。
- (5) 利用者等に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、指定特定相談支援等の対象でなくなった年から5年間保存するものとする。
- (6) この重要事項説明書は契約適用期間において有効とします。

同 意 書

令和 年 月 日

サービス利用計画書の作成、提供の開始に際し、本書面に基づき相談支援事業によるサービス利用等の説明を行いました。

事業所名 習志野市総合福祉センター 障害児通所支援事業所
あじさい療育支援センター 相談支援

説明者職名 相談支援専門員 氏名

私は、本書面により事業者から利用契約の説明を受け、相談支援事業に基づくサービスの提供に同意します。

利用者住所

保護者氏名